# OSAKA HARD DARTS CLUB 規約

# 第1章 名称及び事務局

第1条 本会はOSAKA HARD DARTS CLUBと称する。(略称O. H. D. C. )

第2条 本会は事務局を大阪府内に置く。

# 第2条 目的及び事業

第3条 本会はダーツの健全なる普及活動を図り、人格向上とスポーツ精神を養い、 さらに会員の親睦と教養を高め、ダーツを通じてダーツプレーヤーとの友情を 深める事を目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1)リーグ戦及びトーナメント戦の開催並びに後援。
- ②構成団体の強化発展と相互の連絡融和。
- ③その他本評議会の目的達成に必要なる事項。

#### 第3章 組織

第5条 本会は会員によって構成する。

第6条 本会は第3条の目的に賛同する個人及び団体によって組織する。

#### 第4章 役員

- 第7条 1 理事長、副理事長は理事会によって推挙し、総会の承認を要する。
  - 2 補欠の理事(定員増加による場合も含む)は理事会において推挙し、 総会の承認を要する。
- 第8条 役員任務は以下の通りとする。
  - ①理事長は本会の代表総括とする。また理事会を招集し、これを統括する。
  - ②副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
  - ③常任理事は理事会を組織して本組織の業務を遂行する。
  - ④会計監査は本組織の会計を監査する。
- 第9条 1 任期途中で選ばれた役員の任期は、他の在任役員の任期満了までとする。

# 第5章 会議

第10条 本会の会議は理事会とする。

- 第11条 1 理事会は理事長、常任理事及び理事をもって構成する。
  - 2 理事会は本組織の執行機関である。
  - 3 理事会は次の事項を審議決定する。
    - ①予算及び決算に関すること
    - ②事業計画に関すること
    - ③役員選出に関すること
    - 4規約の改正に関すること
    - ⑤その他重要事項

# 第6章 計算

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日~翌年3月31日までの1カ年とする。

第13条 本会の会費は毎年行われるリーグ戦の前期・中期・後期後に行われるマスターズまでに徴収を行う。 1期毎の会費を徴収し、金額においては理事会において決定する。

第14条 本会の経費は会費、事業収入、寄付金、補助費及びその他の収入をもって これに充てる。

# 第7章 入会及び退会

第15条 本会に入会しようとする者は理事会の承認を得なければならない。

- 1 本会の構成員として以下の自由により不適当と認められた会員及び団体は 理事会の決議により除名処分とし、強制的に脱会させる事ができる。
  - ①本会の品格を著しく汚す行為をした場合
  - ②その他本会の構成員としてふさわしくないと認められた場合
- 2 本会を除名処分になった者については、O. H. D. C. 会員及び各関連団体に通知し、O. H. D. C. 主催のリーグ戦及びトーナメントに参加させない。
- 3 除名処分になった者の内、特に悪質であると認められる者及び犯罪行為を行った者 については永久追放処分とし、いかなる理由をもってしても、再び会員になる事は できない。

#### 第8章 附則

第16条 本規約の施行に必要な細則は別に定める。

第17条 本規約は2017年1月1日より効力を生ずる。